

茨城県立結城特別支援学校の部活動に係る活動方針

1 部活動の基本的な考え

<基本方針>

- 本校中学部、高等部の生徒を対象に“生徒の障害の実態や行動特徴、心身の発達段階、理解度及び運動能力等”を考慮し、集団活動を通して、人とかかわる力の基礎を養い、心身の発達や運動機能、技術面、体力面の向上、健康の保持増進、豊かな心の育成等を図る。
また、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意する。

<部活動の種類>

- サッカー部、フライングディスク部、文化部の3部活動を置く。尚、駅伝等の大会参加に向けて、臨時に部を設ける。

2 適切な運営のための体制整備

<望ましい運営体制の構築>

- 「県運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、ホームページでの公表又は紙媒体による保護者への通知を行うこととする。あわせて、各部活動の「活動計画」を生徒及び保護者へ通知する。
- 部費の取り扱いについては、月毎の徴収は行わないこととする。ただし、大会参加のためのバス代や用具等がかかった費用については、各部活動の人数に応じた額を、後日徴収する。
- 大会結果等、活動実績についてはホームページで公表する。

<安全で効率的・効果的な活動の推進>

- 体罰根絶の徹底
- 事故の未然防止
・施設、設備の点検を実施し、グラウンドや体育館等の管理を徹底する。
- 教職員全員による心肺蘇生法やAED使用の研修の実施（夏季休業中）

3 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

<部活動の休養日の設定>

- 休養日（基本）火曜日、水曜日、金曜日、土曜日、日曜日の週5日間（祝日も含む）
※休業日に大会に参加する場合を除く。
※長期休業中は実施計画書を作成し実施する。

<部活動の活動時間>

- 活動日時（基本）月曜日と木曜日の週2日間 1時間（15:25～16:20）
※夏季休業中等は最大2時間程度とする。
※個別面談期間や学校行事等で重なる場合は実施しない。

<学校単位で参加する大会等の見直し>

- 参加する大会や練習試合等は、顧問・生徒で精査し、負担軽減を図る。
- 県外の大会参加は原則1大会とし、県内の大会参加は原則年5回までとする。
※作品展の表彰等に参加する場合を除く。

<部活動の朝の活動>

- 原則、実施しない。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

<生徒のニーズを踏まえた環境の整備>

- 地域との連携等において、作品展等々の地域における文化活動のための環境整備を進める。

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

<顧問の指導者数の調整>

- 各部活動の指導者を2人以上にする。2人以下の場合、管理職に相談し指導者を配置する。

6 課外活動について

- 選抜チームによる駅伝や球技等の練習については、校長の許可及び保護者の承諾を得ることができれば、課外活動として実施してもよいこととする。その際、実施計画書を作成する。練習開始時刻と練習終了時刻は、部活動の活動時間と同様とする。

7 熱中症事故の防止について

- 環境省の熱中症予防情報サイトの暑さ指数（WBGT）の予測値や校内での計測を行ない、値により運動部の活動内容を検討する。
(暑さ指数の実測値が28℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。)
- 活動実施時は、こまめな休憩（15分ごと）をとり、水分・塩分の補給を行う等、生徒の健康管理を徹底する。